



有形文化財（絵画）

8. 絹本着色方便法身尊像 けんぽんちやくしよくほうべんほっしんそんぞう ぶく 1幅

■指定年月日 昭和44年2月6日（1969）

■寸法 縦83.9cm 横38.6cm

■所在地 宝立町鶴飼1-1

■所有者 みょうごんじ 妙巖寺

方便法身尊像とは、本来は姿や形の無い、万象の真理そのものである法身仏を、敢えて人格化して、造形化した尊像ということである。

わが名を呼ぶ者すべてを、浄土の世界へ導こうと、摂取の光明を放って蓮華座に立つ阿弥陀仏。この仏の誓願の数を表す48の放射光、ともに切金（きりがね 截金）という手法を用いた繊細・緻密な細工である。この尊像の特徴は頭上に「南無」の2字を配置して、真宗の本尊は偶像ではなく、「南無阿弥陀仏」という法身であることを強調した構図にあり、数少ない形式として珍しいものである。裏書は判読不能の状態になっているが、享保15年（1730）に編集された「妙巖寺万代記録」には、その頃には解

読できた裏書の写しが残されている。

（裏書）本願寺釈実如 御判

方便法身尊像此間消テ不見六月十二日

直郷鶴飼此間消テ不見此下消テ不見

願主 釈玄宗

本願寺9世の実如が法主であった時期は、延徳元年（1489）から大永4年（1524）なので、この間に玄宗へ下付されたものであろう。玄宗は妙巖寺4世である。